

	意見内容	回 答
1	議員の高齢化による弊害が多すぎるため、議員定年制70歳を取り入れてほしい	○現行法（公職選挙法）において定めのある被選挙権を条例で制限することは難しいと考えております。
2	茶番！何が高い倫理？ 補助金からガソリン代金をせしめる議員が辞職もせず、いまだに議員の席にしがみついている状態で倫理をかたる？ましてや議長まで…呆れますわ。基本条例を作る前に考えろ。	○議員の窃盗、横領、業務上横領に関する事実は確認できておりません。議員の政治倫理については別に政治倫理条例を定めております。その条例を的確に運用するためにも議会基本条例を制定することが必要だと考えています。
3	第3章 市民と議会の関係において（市民への情報公開） 市民への説明責任を義務化する条文が必要だと思います。特に令和4年9月の議会最終日での議会の様子は前代未聞の最低の議会でした。 なぜこのような議会となったのか、市民に対しての説明会を開催してほしいです。 条例の制定をする前に必ず議会報告会等をして9月議会の説明をしてほしいです。してください。そうでなければ、このような条例は絵に描いた餅にすぎません。宜しくお願いいたします。	○ご指摘の点を踏まえ、条文について検討させていただきます。また、逐条解説で補完するかどうか検討したいと思います。
4	第2章 議会、議員等の活動原則（議員の活動原則） 市民の声を無視や常識がない行為をさせないような条文が必要だと思います。 令和4年9月の議会最終日で議会開会前に部屋の外まで聞こえるような大きな声を張り他の議員に言うことを聞かせるような議員はいかがな者かと思いました。このような行動は議員にふさわしくないと 생각합니다。半私物化をするような議員は市民の声など聴いてないか、市民の声を適当に聞いて聞き流していると思ってしまう。これから市長、副市長も代わり倉吉市をよくしていくのにこんな議員は必要ないと思います。市民のために活動をしていただく議員であってほしいです。	○第2章（議会、議員等の活動原則）において基本的な活動原則をあげています。この条例は市民との関係や市政との関係を盛り込んでいます。

5	<p>前文、単に抑制と均衡を保っているとの記載だけではなく、抑制と均衡を保ってどうしているのか記載があった方がいい。住民本位の議会であることを明示するために、「抑制と均衡を保ち、住民の福祉増進(地方自治法より引用)のための業務に努めている」などの記載があったらいいかもしれない</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、記載について検討させていただきます。</p>
6	<p>「また、昨今の地方分権社会において、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度が確立する中、議会の果たすべき役割と責任は一層重要になってきている」との記載があるが、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度とは何のことを指すのか。</p> <p>私は正直、今の国と地方の関係は、地方分権一括法などで、国と地方が対等と言いながら、財政面でもそのようになっておらず、税源などは未だに国に偏重しており、この記載は、その不平等を許容して地域の責任を追認するようなものに映る。なので「昨今の地方分権社会において、議会の果たすべき役割と責任は一層重要になっている」との記載で大丈夫だと思う。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。</p>
7	<p>「しかしながら、」以降の文章がやや違和感がある。議会の権能を強化するということは目的があるから強化をするわけで何のために強化をしたいかということが不足している。ないのであれば書かなくていいと思う。例えば記載例としては</p> <p>…結果となり、このことは議会に対する関心の低下を示している。議会は自らの問題点を洗い出し、それらを改善するための議会改革が急務である。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、検討させていただきます。また、逐条解説を作成し、条文の趣旨を補完する予定です。</p>
8	<p>第1条のところに誤植 市の勢いになっている</p>	<p>○市勢とは、市の人口・産業・財政・施設などの総合的な動勢を意味します。逐条解説において条文の趣旨を補完する予定です。</p>
9	<p>第2条のこの公平性や透明性を確保するのは、何を確保したいのか。会議の公平性なのか会議以外のものも含むのか。例えば会議は通常の会議だけではなく、議員懇談会のようなものもある。私は正直、それらも公開すべきだと思っているが、どの範囲のものを透明にするのかということが明らかでない。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、公開の範囲について整理して、逐条解説で補完するかどうか検討したいと思います。</p>

10	第3条のこの委員会に関して議会運営委員会は含まれないのか。	○ご指摘ありがとうございます。地方自治法第109条第1項に規定する委員会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を指し、議会運営委員会も含まれます。
11	第6条のところで議会改革に関して、そのためにどのような委員会を置くのかということをも明記しておくといいと思う。	○ご指摘の点を踏まえ、条文に記載するのか逐条解説とするのか検討します。
12	第7条の懲罰の動議とあるが、懲罰の形式は、例えば議員辞職勧告決議などの決議案によるものもあるが、もしこれを記載するのであれば、動議だけではなく、その他のものも含まれ得る形にしておいた方がいいのではないのか。	○懲罰は地方自治法を根拠とし会議規則に定めがあります。懲罰の形式については具体的な記載を検討します。
13	第9条に関しては議会が市民や市民団体と意見交換の場を設けるのは、政策立案能力を強化するためというよりも市民の多様な意見を聴取する、吸収することに目的があるはず。政策立案能力とこれは別問題であると思う。なので、市民との意見交換の場を多様に設け、市民の多様で幅広い意見を聞く機会を設けるとともに政策提言の機会の拡大を図るでいいと思う。細かいことだが「提案に位置付け」より、「と位置づけ」の方が好み	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
14	第11条の統括方式とは何か、一問一答方式とは何かの定義があってもいいかもしれない議員各自がそれぞれの会議によって、それぞれ選択できるのかどうか明示されていない 質疑及び質問と、どうして書かれているのか。質疑とは質問と疑問を含むものではないのか	○「統括方式」「一問一答方式」等の用語やその使い方については、ご指摘の点を踏まえ条文で規定するか逐条解説とするか検討します。 ○「質疑」「質問」の使い分けについては、「質疑」は議案等についての疑問をたずすことをいい、質問は議案等以外の市政全般について訪ねることをいいます。
15	第12条の市民参画に関して例えばどういうものを指すのか、パブリックコメントなど？記載があったらいいかもしれない	○ご指摘の点を踏まえ、条文に記載するのか逐条解説とするのか検討します。
16	第13条の議会の権能を十分に発揮するというのが曖昧模糊としている。しかもこれは目的であるので、議会は条例の制定又は改廃、議案の修正決議等を通じて市長等に対し	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。

	積極的に政策立案を行うことで、議会の権能を十分に発揮しなければならないという文脈のはず。	
17	第14条における本会議で議決した事項について、市長等に対し、その後の状況や対応への報告を求めるとするのは、その他の法令に記載があるのか。例えば請願や陳情に関しては124条で提出されたものに関し125条で措置の内容が議会に報告されるはず。	○本会議で議決した事項についての報告は、特に規定されていませんので、本条例において規定し、求めることとしたものです。
18	第16条で議案等の調査に当たって、実際に調査をするのは学識経験を有する者などを活用して調査の参考にするのであって実際に調査を行うのは、議員であると理解している。一方で、条文だと調査をするのは学識経験者が行うようにも読める	○議案等の調査は地方自治法第100条の2において学識経験者等にさせることができるという規定があります。
19	第19条はただ単に、調査や研究をするとか地方公共団体であれば、どこでもいいというわけではなく議会改革や地方分権、社会の研究にふさわしい先進的な自治体であることが求められるところそのような記載があった方がいいし、そもそも議会との交流や連携をするというような記載に関しては現状のままで足りるので、正直この条文はいらないと思う。通常の調査研究活動とか政務調査の範疇で行えばいいことだと思う。	○ご指摘の点を踏まえ条文に入れるか逐条解説とするか検討します。
20	第21条の所に予算確保もそうであるが議会事務局の権能強化についても記載した方が絶対いいと思う。執行部に比べて議会事務局の人が少ないと事務の負担になるし政策立案を強化するためには、議会事務局の権能強化は不可欠だからである。優秀な人がたくさんいてこそ、議会の権能が強化されるし執行部に議会費の財布の紐を握られているようでは本来おかしいと思う。	○議会事務局の機能強化は第23条(議会事務局の体制整備)に規定しています。本条は事務局に関する予算も含みます。逐条解説で補完します。
21	第22条に関しては、議会図書室に関し地方自治法の数字を引っ張ってきてもいいと思う。	○ご指摘の点を踏まえ条文に入れるか逐条解説とするか検討いたします。
22	第24条は文章の順番をこっちにした方がスッキリする。議会事務局は多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため、積極的に多様な広報手段を活用し、議会広報活動の充実強化に努めなければならない	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
23	第27条は言葉の順番に違和感がある。議員は地権者である市民の厳粛な負託信託を受け、高い倫理観が求められていることを自覚し、この言葉の順番の方がすっきりと読める	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。

24	<p>第28条には使途について疑念を持たれないように、自らが市民への説明責任を果たすと 言っているが、これはおかしいと思う。例えば鳥取県議会でもそうであるが、政務活動費 の領収書等に関しては議会としてインターネット上に公表するなど、単に個人の責任にと どまらず、議会全体として政務活動費に責任を持っている。政務活動費の公表に関しての 規定も欠如しているし自らが市民への説明責任を果たすことと合わせて、議会としても説 明責任を果たすことが重要である。公表に関しての手續等をもっと記載した方がよい</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、 検討させていただきます。また、手續等を条 文に入れるか逐条解説とするか検討いたしま す。</p>
25	<p>このようなぶ厚い条例文を回覧され、本気で目を通す人はいません。みんな、はいお隣 へと横流しです。それをねらって「順序をふんで施行していますよ」といういいわけのよ うな記録を残すためのやり方に見えます。市会議員の方々はこの条例をよくわかって行動 されているのでしょうか。条文とは裏腹な行動をされているのではありませんか。 この度の学校名の独断裁決に多数の議員が従わざるを得なかったという事実をテレビ、新 聞を見て全く条例に反した行動だと愕然としました。議員さんは正しい信念を持って条例 文に則って遂行されますようお願いばかりです。</p>	<p>○パブリックコメントは条例（素案）について 市民の皆さんにお知らせするとともに、広く 意見の募集を行ったものであります。条例が 制定された後、住民の皆様にも再度ご説明する とともに、条例に則って行動していきます。</p>
26	<p>「等」を多く使いすぎです。条文が不明確になります。略すときに用いるのがよいと思 います。できるだけ削除したほうがよいと思います。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、 検討させていただきます。</p>
27	<p>類似の言葉を統一したほうがよいと思います。例えば、学識経験者、市政です。修正し てみました。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、 検討させていただきます。「市勢」「市政」は 使い分けしております。</p>
28	<p>抽象的な言葉は条例を不明確にします。条例を読むと法的拘束力がないので実質的問題 は生じませんが、定義したほうが分かり易いと思います。 (1)みだりに (2)重要な (3)積極的(3条2, 13条1, 15条2, 16条1, 16条2, 18条2, 20条1, 20条2)は、 削除したほうがよいと思います。議員は積極的な人が当選しているからです。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、 検討させていただきます。</p>
29	<p>2条(2)の「市民の参加～」と、9条1の「～市民、市民団体等との意見交換～」は何れも</p>	<p>○「多様な意見や要望を把握して政策に反映さ</p>

	<p>議会の仕事であること、現在の条文は市民が議会に直接参加できるように読めるので、2条(2)は、「(2)市民の意見を聴取し、議会に反映すること。」としてどうでしょうか。具体的な仕事は9条にまとめてはどうでしょうか。</p>	<p>せるよう、市民参加の機会を保障する」ということです。いただいたご意見を参考に検討させていただきます。</p>
30	<p>2条(3)の「市政等～を監視し、評価し～」と、11条1の「～事務事業の執行の監視及び評価」は、何れも議会の仕事なので11条でまとめてはどうでしょうか。</p> <p>2条(3)は、「(3)市政に対して関与すること。」としてはどうでしょうか。具体的な仕事は第4章で規定します。</p>	<p>○議会の活動原則として明記したものです。ご指摘のことについては、整理するかどうか検討させていただきます。</p>
31	<p>2条(3)の「～並びに政策の立案及び提言を～」と、13条1の「～積極的に政策立案を～」も同上。</p> <p>13条でまとめてはどうでしょうか。</p>	<p>○議会の活動原則として明記したものです。ご指摘のことについては、整理するかどうか検討させていただきます。</p>
32	<p>3条2の括弧書き(～必要と思われる重要課題～)は課題に軽重があるように感じさせるので、括弧書きは削除したほうがよいと思います。更に、「～対応するため、必要とする当該課題について、所轄～」にしてどうでしょうか。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ、検討したいと思います。</p>
33	<p>7条1の「みだり」は判断基準なので、具体化したほうがよいと思います。</p> <p>7条3として「7条3(1)議長、議員又は市長(以下「議長等」という。)に対し、懲罰の動議が提出され、当該動議が棄却され確定したときは、当該棄却が確定した後、3年間、原則として、議長等に対する懲罰の動議を提出することできない。」</p> <p>「7条3(2)議長等に対し、懲罰の動議が提出され、当該動議が棄却され確定した後、3年間、原則として、当該動議を提出した者は懲罰の動議を提出することはできない。」</p> <p>制限付き一事不再理のような規定を新設してはどうでしょうか。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ条文に入れるか逐条解説とするか検討いたします。</p> <p>○7条3については検討いたします。</p>
34	<p>9条1の市民に町内会、自治会を含めてはどうでしょうか。市内で活動しています。</p> <p>「議会は、市民、市民団体又はその他団体(以下「市民等」という。)」</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ条文に入れるか逐条解説とするか検討いたします。</p>
35	<p>9条1は市民参画とあるので、主語が不明確になりやすいので、下記の修正はいかがなでしょうか。</p> <p>「～とともに、市民等に対して請願、陳述及び要望(本条例において「請願等」という。)の機</p>	<p>○いただいたご意見も参考にして、検討させていただきます。</p>

	会～」	
36	11条3の「反問する」では、問いに対して問いで返すこととなります。下記ではいかがなでしょうか。 「～を得て、説明することができる。」	○ご提案いただいた考えもありますが、この条文の「反問する」は質問者と答弁者の論点がかみ合い、正確な質疑・質問を行うために質問者に逆に問いただすことですのでご理解ください。
37	12条1「事務事業等(以下「政策等」という。)」では、等がダブルなので好ましくないの、下記のようにしてどうでしょうか。「～事務事業及びこれらに類すること(以下「政策等」という。～)」	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
38	12条3「重要な」を、削除したほうがよいと思います。下記のような規定してどうでしょうか。 「議会が必要と認める政策等～」	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
39	16条1 学識経験者などを明確にしたほうがよいと思います。法人、自治会も知識を持ちますので活用できます。 「～学識経験を有する者、事務経験を有する者、専門的知識を有する者、有識者並びにこれらに類する法人及びこれらに類する団体(本条例において「学識経験者等」という。)による～」	○ご指摘の点を踏まえ条文に入れるか逐条解説とするか検討いたします。
40	16条2は16条1に関連する修正です。「～利害関係を有する者又は学識経験者等の意見～」としてどうでしょうか。	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
41	17条「重要な」、「基本的な」は不明確になりますので、下記に修正してはどうでしょうか。 「議会が必要と認める市政に関する計画、事業に関する計画又はこれらに類する計画について～」	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
42	18条2は整合をとるために「～当たって、学識経験者等を～」にしてはどうでしょうか。	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
43	23条3 整合をとるために「～必要に応じて学識経験者(これらに類する法人及びこれらに	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、

	類する団体を除く。)を～」としてはどうでしょうか。	検討させていただきます。
44	<p>28条3の新設 世の中の流れです。</p> <p>「(3)政務活動費は収支報告書を提出しなければならない。」又は</p> <p>「(3)政務活動費は収支報告書を提出できるようにしなければならない。」としてどうでしょうか。</p>	○提出の義務はあります。(倉吉市議会政務活動費の交付に関する条例)
45	<p>最高規範とするのであれば、以下のような規定してどうでしょうか。</p> <p>「本条例と、他の条例又は規則と、齟齬が生じたときは、本条例が優先する。」</p>	○ご指摘の点を踏まえ、表現、内容について、検討させていただきます。
46	<p>議員の必要性に関する認識に齟齬があると感じております。</p> <p>議会、議員は、自らが必要とされている存在であるとの認識です。</p> <p>市民からすると、必要と思えない議員がいると認識しています。</p> <p>例えば、議員数の適正数、議員活動の費用対効果の説明、特に視察に要した費用・時間に対する成果の報告です。</p> <p>現状では、投票したいと思える議員がいないため、投票率が低迷していると考えます。</p> <p>条例に、条例自体を定期的に見直しすることを折込み、適宜、市民の意識を反映できるようにすることを提案いたします。</p>	○議員の必要性については、様々な市民の方々の多様な考えがありますが、市民の方に活動の見える議会に変わっていかなければ、認識の齟齬はなくならないと考えます。条例に則った活動を行い、必要な議員を有権者が決められるよう改革していきたいと思えます。また、見直しについては第31条(条例の検証及び見直し)に規定しています。
47	<p>条例の文言・表現をもっとわかりやすいものに</p> <p>まず、市民の議会に対する関心を高めたいのであれば、条例に表記される「言葉」についてはもっと一般的で平易な表現を使い、同時に可能な限り端的な表現にするべきだと思います。</p> <p>市議会に限らず政治や行政に関わる文言・表現は一般的に使用されるものとは違ったり、冗長であることが多く、人によっては理解が難しい場合があります。理解できるという人であっても内容を理解するまでに若干の時間を要するという場合もあるでしょう。</p> <p>現状では政治や行政に関する事柄を理解できるかどうかは、「言葉や文章を理解できる知識を持った人」に限られ、そうでない人には理解が困難であるという格差が生じており、その敷居の高さが市民の参加意欲を削ぐ一因となっていることは明らかです。本来であれば全て</p>	<p>○「本旨」「負託」「伸展」「寄与」等は、法令との整合性もあるためこのような文言・表現となっています。逐条解説では、わかりやすい表現を使用するよう心掛けます。</p> <p>○「多種多様な情報発信媒体」という文言について、いただいたご意見も参考に検討いたします。</p>

	<p>の市民に開かれているべきものが、そもそも参加できるかどうかを知識や理解度の有無によって振り分けてしまっており、結果として意志決定の自由を奪ってしまっている状態になっていると思います。</p> <p>例えば、条例素案の第1章、第1条にある「地方自治の本旨に基づき、市民の負託及び信頼に的確に応える責任ある活動を推進し、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展並びに市勢の伸展に寄与すること」という表現について、言わんとすることは理解できますが、『本旨』『負託』『伸展』『寄与』等の一般的にはあまり使用する機会のない固い表現（行政文書等は除く）が使われていたり、冗長に感じてしまうことは否めません。</p> <p>要点をまとめれば「議会が責任を持って市や市民のために公正に運営されること」といったところでしょうか。このとおりにしろと言うわけではありませんが、もっと端的でわかりやすい表現にしたほうが、全ての市民に理解してもらいやすくなるのではないのでしょうか。</p> <p>その他にも第3章、第10条にある「多種多様な情報発受信媒体」という文言は一般的な表現とはかなり違っており、一目見ただけでは分かりづらく感じます。現在の一般的な表現に当てはめるなら「SNSを含めた各種媒体」といったところではないのでしょうか。</p> <p>市議会に関心を持ってほしいと言いながら、その条例自体を理解できるという市民が一部に限られるのであれば、本末転倒になってしまいます。もっと端的にわかりやすい表現で条例が作成されることで、全市民が親しみやすく参加しやすい土壌が作られることを願います。</p>	
48	<p>議事録や議決の結果（各議員の議決への賛否含む）を迅速に公表&アクセスをもっと簡単に第3章、第条では「会議録等の議会活動に関する資料を公開するものとする」とされていますが、倉吉市議会会議録検索システムを確認した限りでは令和4年第7回臨時会の会議録が公開されていません。「閉会から既に1か月以上が経っている11/29時点で」です。</p> <p>もちろん様々な要因によって公開が遅れてしまう場合もあるかもしれませんが、「開催した日から1週間以内に公開」といった具体的な数値を示すことは難しいかもしれませんが、せめて「開催後、速やかに公開」などの表現を盛り込んでほしいと思います。</p> <p>また、公開される際は公式 SNS 等で「新たに会議録が公開された」ことを発信する等して</p>	<p>○情報公開は正確、迅速が原則だと考えます。</p> <p>どこまで可能なのか現状と合わせながら、逐条解説の中で具体的に取り入れられるよう検討します。また、情報発信のあり方、システムについて改善できる点につきましては行って参ります。</p> <p>○議決結果については、閉会后速やかにホームページにて公開しています。</p>

	<p>情報提供に努める必要があると思います。</p> <p>その他、条例素案に対するコメントとは離れてしまうかもしれませんが、前述の会議録検索システムは正直に言って扱いにくく、見にくいいため、根本的に改善してほしいと思います。</p> <p>第一に PC 環境で会議録検索システムを利用していますが、画面左側に発言毎のナンバーが振ってあり、いちいちその発言をクリックして表示しなければならず、全体的な話の流れが非常に把握しづらいです。</p> <p>第二に画面右側に表示される会議録の文字の大きさ調整ができるのはいいものの、行間が狭いため、非常に読みにくい構成となっていると感じます。</p> <p>使いづらいシステムは利用されず、利用されないことは市民の関心が高まらないままになってしまう要因だと思いますので、WEB・システム制作の専門家などの力を借りる等して、時代に合わせた使いやすく利用しやすいシステムを構築していくことを強く願います。</p> <p>それから、提出された議案に対する各議員の賛否（議決）について、どこから調べたらよいか分かりません。</p> <p>もしも会議録検索システムのように公開されているのであれば、導線がなく知り得ない状態となっています。あるいはそもそも公開されていないのであれば、迅速に公開すべきです。</p> <p>各議員が各種議案に対してどのような意見を持ち賛否を決断しているのか、それを知るとは市民が議員を選出するための非常に重要なことであり、議会に関心を持つ大きな要因となるはずです。</p> <p>各議員の賛否の情報は「会議録等の議会活動に関する資料」に含めるものという認識だと思いますので、こちらにも迅速な対応を強く願います。</p>	
49	<p>とても興味深く読ませていただきました。その内容は、全て「当然」だと思うことでしたので、あえて条例として制定しなければならない現状に憂慮を感じます。</p> <p>投票率の低下は問題意識をもたなければならないですね。低い得票数でも当選するようになると、議会の質の低下につながってしまうかと思います。市民に関心をもてるような発信は難しいと思いますが、素案にあるよう「わかりやすい言葉」で「多種多様な情報発受信媒</p>	○ご指摘の点を踏まえ実効性のある条例となるよう努力します。

	<p>体」でとりくんでいていただきたいです。</p> <p>私が最も関心があるのは、第4条第4項「一部の団体又は地域の代表にとどまらず」ということです。今の議会では、先述のような体質になっていない、個人の感想です、のレベルの質疑も少なくないと感じています。感情論でなく、常に現状を数量的に把握していただき、現実的な質疑が倉吉市全体の将来をみすえたものとなるよう願っております。</p>	
50	<p>倉吉市、市長、議員は選挙により倉吉市民から選任された代表者である。</p> <p>この原則に基づき、市長、議員は倉吉市の発展・向上に努め、倉吉市の最高機関として活動している。</p> <p>しかし、市民の意向と行政の考え方に差があり、行政の意向が市民に伝わらない、あるいは、市民の意思が行政に伝わっていないように見受けられる。</p> <p>また、これまで市民の意見を公平に評価し、決定した事業と思えないものがあり、市民は行政に対する不信感があることも事実である。</p> <p>このため、行政サイドは市民の意見を可能な限り反映する努力が必要であると考えている。</p> <p>これらを解決するための努力を行うだけでなく、倉吉市民の代表としての自覚、それぞれに課された使命に対し代表者としての倫理に従い、倉吉市議会の運営を行われることを望む。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ条例を制定し、皆様の指摘を真摯に受け止め常に改善するよう実行します。</p>
51	<p>倉吉市議会の「茶番劇場」は見たくない。何をしても議会は「数」、数は「力」、力は…いまさら意見はない（言ってもとおらない）！！市民としてハズカシイ！！</p>	<p>○ご指摘を真摯に受け止め本条例を制定し、改善を図り、市民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築いてまいります。</p>
52	<p>市会議員の資質が低下している。市民のために働くことが任務！！</p>	<p>○ご指摘を真摯に受け止め本条例を制定し、改善を図ります。</p>
53	<p>私は鳥取県を、もっと活気のある街にしたいです。インフラの整備、どうにかありませんでしょうか？</p> <p>兵庫、岡山、広島に接しながら、人流の流入が少なく、ビジネス機会の拡大がとても大きいと思います。</p> <p>また、県内のあらゆるコンテンツを最大限に活用できていますでしょうか？コナン、きた</p>	<p>○逐条解説を作成し、よりわかりやすくします。</p>

	<p>ろう、砂丘、海鮮など日本にほこれるものはたくさんあると思いますが、「どう活かすか？」ここに課題があると思います。</p> <p>今の鳥取に必要なのは、美術館などではなく、今あるものを活かすための知恵を持った人だと思います。</p> <p>※素案に対するものではなく恐縮ですが、一意見として受けとっていただけると幸いです。なまいき言ってすみません。私も今は東京にいますが、必ず地元にもどり尽力します。</p> <p>〈追記〉素案を読むことがハードルが高いかと思います…。要点だけでもまとめていただけますと…。</p>	
54	<p>投票率の低下に対して、議会が自らの問題点を洗い出し、改善に臨む姿勢を評価します。ただし、倉吉市議会に限らず全国で低下する投票率の現況を客観的に分析することがまずは必要でしょう。</p> <p>かつて、選挙の裏には、業界をはじめ労働組合や地域等の様々な団体の組織的な集票活動がありました。市民一人ひとりの意志より組織利益を優先するあまりに、組織的な拘束力や地縁・血縁そして金品で票を奪い合う行為にも走り、背徳行為を繰り返す団体もあったと聞きます。これらの行為は現在、コンプライアンスの浸透と各々の団体の弱体化によって減少しているように見られますが、組織票の減少が残念ながら投票率の低下となって現れているとも言えます。</p> <p>組織的選挙活動の弱体は個人の意思表示の機会にも関わらず、投票率が低下していることには、我々市民側にも大きな課題が見られます。その一例として、民主主義の根幹である「地域社会への参画」が市民の間で著しく希薄化していることが挙げられるでしょう。自治会をはじめPTAや労働組合など市民の意思決定を礎に運営する民主的、ボトムアップ的な組織・団体の脆弱化が今、顕著に見られます。役員のなり手がいない、集会等への参加率が低下しているとの声をあちらこちらから聞こえます。年々低下する投票率と同じく、自治会やPTA等の運営低下も顕著に見られます。卵からかえったばかりの雛のように自らは採餌せずに、口を開けて待っている市民の姿が多く見られます。ひとり一人の意思を民主的に反映</p>	○ご指摘を真摯に受け止め本条例を制定し、市民とともに歩む議会活動に努めます。

	<p>する機会を自ら放棄している事例が枚挙に暇がありません。</p> <p>このような現代において、議会が広報及び広聴活動の充実強化を図り、市民の耳目が寄せられる議会運営を目指すことには異論はありませんが、市民の根本的な意識改革無しでは徒労に終わるのではないのでしょうか。</p> <p>地方議会と言う自治活動への関心を高めるには、市民生活と身近に直結している自治会やPTA 活動への参画機運を高めなければならないと思われます。議会においては、これらの自治会等の存在が市民生活にいかにかかせないものか浸透を図りながら、市民の意識改革に努めなければならないと考えられます。</p> <p>「民主主義の前提は、高い判断力を持つ市民の存在」と言われています。</p> <p>市民は、戦後 70 余年の長い視点から社会の変革と市民意識の変化を捉えて、地方議会の活性化がなければ民主主義が後退するとの危機意識を持たなければなりません。餌を待つ雛のような市民であってはなりません。</p>	
55	<p>市民の声を集め聞くパブリックコメントで募集して市民の声を聞く制度というのは、とても大事なことだと思います。そこで参加しようと思って臨む時、その文章は、一般市民に馴染みのある言葉でしょうか？法律、制度で言えば当たり前の表現や文章なのかもしれません。一般市民がこの表現や文章に触れたこと、教育現場で学んできたでしょうか。その文章を読んで意見を述べなさい。という前の段階で口はへの字に折れ、ペンを持つ気になれないのが市民の声ではないのでしょうか。ぜひ、このテーマにパブリックコメントを寄せてくださいと並行に、この問いかけについてあなたの理解が得られましたでしょうか？と聞いてみていただきたいと思います。何を言っているのか、聞いているのか、何を書けと言っているのかわからんわ。と、いう返事が多いと思います（個人的に）</p> <p>ステップ1 市民の声を集める決まりになっている。</p> <p>ステップ2 聞いた。</p> <p>ステップ3 返事がない。</p> <p>ステップ4 これで行く。…成立パターン。</p>	<p>○ご指摘を真摯に受け止め本条例制定後は市民のみなさんとの直接対話や議会参加等、実効性のあるものとなるよう努力します。</p>

	<p>代表として進めていく上で決断、紆余曲折 どうしたら良くなるか誰もが願う市政の向上 条例法案を被せて返事を取る今のパブリックコメント方式と違う、ジゲの言葉で説明して質問するような流れにならないものかと思います。市政からして国政と同様なパブリックコメントの取り方にどれだけ応答があるか？こないような気がしてなりません。やった感で成立パターン。返事をしないのは了解の御旗でないと思いたい。入口を難解にしているだけなのではないでしょうか。 やった。返事なし。成立。 その上で、選挙の際に掲げられた公約の進捗と達成状況を毎月市民に報告することは最低限必要だと思います。それを掲げて立たれたわけですから報告してその達成度合いを次の選挙で公開。市民に実行力を問うて挑まれるべきかと。これは、一般企業では当たり前のことであり議員はこれに値せずであれば捨ててください。大変失礼な、書き方をしてしまい申し訳ありません。政治の世界を知らないものが勝手なことばかり連ねました。市議会議員の方は政治家の中で最も市民に近い存在だと思っています。だからこそ当選したら「先生」じゃなくて市民の代表って思っしてほしいんです。</p>	
56	<p>議会基本条例の素案とありますが、一般市民は何のことと？どう関われるの？具体的に説明してもらわないと、面倒だからスルーしちゃいますよね。市民の声を市政にと言っても、いつまで経っても距離は縮まらないかと。</p>	○ご指摘を踏まえ実効性のある条例とします。
57	<p>議会、議員等の活動原則 各議員は、各常任委員会で協議され決定したことについては最大限尊重することを基本としなければならない。本会議で、各常任委員会で決議されたことを無視するような決議がなされることはあってはなりません。それならば、各委員会を組織し協議することは意味がないと思う。</p>	○法令に従った運営の中で、本条例を制定することで、更に市民の皆さんにご理解いただけるよう努力します。
58	市民と議会の関係	○ご指摘の点を踏まえ本条例を制定し、実効性

	<p>定期的に市民との意見交換会を開催してほしい。</p> <p>議会で採決された条例等で特に市民の関心が高い議題については、公聴会を開催して説明していただきたい。</p> <p>二元代表制が強調されているが、そのためには議員側が一枚岩にならないと実効性がない。議員各自がその自覚を持たなければならないが、その姿勢が全く見られないのが非常に残念である。個人プレーが多すぎる。</p> <p>選挙中は、市民の声を行政に届けると言いながら当選するや否や住民の思いを顧みないような言動が目立ちます。</p>	<p>のあるものとします。</p>
59	<p>議会の機能強化</p> <p>とにかく、定期的に市民との話合いの集会を開催することが最重要課題である。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ本条例を制定し、実効性のあるものとします。</p>
60	<p>議員定数及び議員報酬</p> <p>議員定数は、直ちに削減すべきである（上限 15）。</p> <p>現在定数 17 名。選挙で立候補者が定数割れする現状では投票率が下がるのも致し方ない。議員の数は、量より質で決めるべきである。各議員とも、日常的に市民との話合いが少ないように思う。</p> <p>個人的な書籍等を歳費で購入することができるのとこと、財源は潤沢ではありませんので報酬は減額すべきである（周辺の町村に準じる）。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ本条例を制定し、第 25 条（議員定数）、第 26 条（議員報酬）に従い検討します。</p>
61	<p>議員の政治倫理</p> <p>議会において、各議員の質問を拝聴していると、視点が狭い（個人的）内容が多すぎる。もっと、人口減対策・地場産業の活性化・農林業の育成・空家対策など倉吉全体の課題について議論を深めていただきたい。市民から負託された職責であると肝に銘じ、研鑽に努めていただきたい。</p>	<p>○ご指摘の点を踏まえ努力します。</p>